

◆学校生活のきまり

1. 生徒の登校は年間を通して8時から8時25分までとし、放課後は4時までまでに下校すること。下校時刻以後に残留する場合は、先生の許可を得て、指導する先生のもとで活動する。
2. 欠席・遅刻・早退などをする場合は、事前に保護者が8時10分までに連絡すること。なお、事故等があった場合は至急連絡すること。
3. 通学は徒歩を原則とする。
4. 刃物、貴重品等、校内生活に不必要な物は持参しないこと。
5. 公共物を破損した場合は、すぐに先生に報告すること。

◆生徒心得

<登下校>

- 遅刻をしないように、ゆとりをもって登校しよう。
- 寄り道はやめよう。
- 先生方にあったら元気よく挨拶しよう。

<校内生活>

- 忘れ物をしないように気をつけよう。
- 身だしなみをきちんとしよう。
- 教室は常に整理整頓と衛生管理に注意しよう。
- 始業のチャイムまでには席につき、先生を待つようにしよう。
- いつも正しい姿勢で学習し、返事なども元気よくはっきりしよう。
- 職員室に用がある時はルールやマナーを守ろう。
- 廊下やその他の場所で先生方や来校者に会ったら挨拶をしよう。
- 掲示物がはがれている時は、もとのように貼り付けておこう。
- 朝礼等で集合するときは私語をつつしみ、機敏に整列しよう。
- 登校後は、勝手に校舎外へ行かない。

<校外生活>

- 保護者の認めない午後6時後の外出をしないこと。
- 外泊は保護者またそれに準ずる人の同伴を原則とし、特に金銭が必要な場所には生徒同士では行かない。
- 原則として私用で制服や体育着を着用して外出しないこと。
- 原則として保護者を伴わない外泊は禁止とする。

<その他>

- 公共物を大切にしよう。
- 正しい言葉遣いを身につけるようにしよう。
- 金銭や物品の貸し借りはしない。

◆服装のきまり

	旧 標準服	新 標準服	夏 服
上 着	学ラン・ボレロ	ブレザー	—
シャツ	ワイシャツ・ブラウス	ワイシャツ	ポロシャツ（白・紺） 半袖ワイシャツ
ネクタイ リボン	ひもリボン	ネクタイ・リボン	着けなくてもよい
肌 着	派手でないもの（柄が透けて見えるものは不可）	派手でないもの（柄が透けて見えるものは不可）	派手でないもの（柄が透けて見えるものは不可）
ズボン スカート	黒ズボン ジャンパースカート	スラックス・スカート	夏用スラックス 夏用スカート
ベルト	黒色の標準的な物 スカート付属のベルト	黒色の標準的な物	黒色の標準的な物
くつ下	白・黒・紺 ワンポイントは可	白・黒・紺 ワンポイントは可	白・黒・紺 ワンポイントは可
靴	運動靴（底が固いスニーカーは不可）	運動靴（底が固いスニーカーは不可）	運動靴（底が固いスニーカーは不可）
セーター ベスト	黒・紺・グレーで無地の物を着用する。ボタン付き、カーディガンは不可。 ※ポロシャツではなく、Yシャツの上に着用する。	黒・紺・グレーで無地の物を着用する。ボタン付き、カーディガンは不可。 ※ポロシャツではなく、Yシャツの上に着用する。	体温調節を目的とした着用可
コート	スクールコート・Pコート ダッフルコートを着用。 黒・紺・グレー	スクールコート・Pコート ダッフルコートを着用。 黒・紺・グレー	—
マフラー 手袋	派手でないもの	派手でないもの	—

- 旧標準服では、襟章（右一校章，左一学年クラス章）、胸章等を所定の場所につけること。
- 学校指定の上履きを使用すること。
- 頭髪は脱色や染色，整髪料や装飾品類の使用を禁止とする。
- 頭髪は、中学生らしい清潔な調髪とする
- 髪を結ぶときは黒・紺・茶のゴムひもを使用する。
- スカートの長さは膝が隠れる程度とする。
- 通学カバンは学校指定の物とする。

◆整備に関する心得

1. 帰りの清掃は全員で行う。
2. 清掃用具は割り当てられたものを目的に応じて使用する。
3. 使用不能になった清掃用具は委員を通じて取り換えてもらう。
4. 放課後、教室を使用した場合は教室の整理整頓と用具の後片付けをする。
5. ゴミ箱のゴミは必ず捨てる。
6. 靴は下駄箱に整頓して入れておく。

◆保健室の利用について

保健室は、健康診断、健康相談、救急処置等の健康教育、健康管理をする場所です。正しい目的のために利用しましょう。

1. 無断で入室しない。
2. 授業中に利用する場合は、必ず教科担任に許可を得てから保健室に行く。
3. 保健委員は傷病人の引率、連絡を行う。
4. 休養は1時間を原則とする。その際、教科担任と学級担任に連絡する。
5. 学校管理下でのケガや病気で治療を受けた場合は、必ず保健室に連絡する。(日本スポーツ振興センター適用のため)

◆生徒会規約

<第1章 総 則>

第1条 この会は江戸川区立小岩第三中学校生徒会をいう。

第2条 この会は本校に在学するすべての生徒を会員とする。

第3条 この会は本校の生徒が小岩第三中学校生としての自覚と誇りをもって行動し、民主主義の原則に基づいてよりよい学校生活を創造することを目的とし、先生方の指導と助言を受け運営する。

<第2章 役 員>

第4条 この会には次の本部役員を置く。

会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名 計7名

第5条 本部役員は選挙によって選ばれ、選挙のきまりは別に定める。

第6条 本部役員は生徒会全体に必要な項目についての原案を作成し、それを運営する。その他各役職の任務は次の通りとする。

会 長 生徒会の代表として本会にかかわる全てをまとめる。

副会長 会長を助け、会長が不在の時は代理を務める。

書 記 会議や本会に必要な事項を記録し、その他一般の事務を行う。

会 計 本会の全ての出納を記録し、総会での決算報告や予算案を計画する。

<第3章 機 関>

第7条 この会には次の機関を置く。

- ・生徒総会 ・本部役員会 ・中央委員会 ・専門委員会 ・特別委員会
- ・学年委員会 ・学級会

<第4章 総 会>

第8条 生徒総会は、この会の最高議決機関で年度ごとに1回定期総会を開く。その他中央委員会の要求があり、生徒会長が必要と認めた場合、臨時に開くことができる。

第9条 生徒総会は次のようなことを行う。

1. 年度の活動方針などについての決定
2. 予算の承認と決算の承認
3. 生徒会に関する決まりなどの決定と改正

第10条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席で開くことができる。また、総会の議決・承認は出席会員の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長が決定する。

<第5章 委員会等>

第11条 中央委員会は、本部役員・学級委員の代表・各専門委員会委員長および特別委員会の各委員長で構成され、生徒会長の召集により会議を開くことができる。

第 12 条 中央委員会は次のようなことを行う。

1. 生徒会にかかわる問題についての審議
2. 各機関から提出された議題の審議
3. 緊急を要する議題についての決定

第 13 条 学年委員および専門委員は、次の通り各学級から選び、任期は 10 月交代の二期制とする。

- ・学級 ・生活 ・図書 ・保健 ・給食 ・環境美化 ・体育（男女各 1 名）
- ・放送（1 名）

第 14 条 学年委員会および専門委員会の任務は次の通りとする。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 学級委員会 | 学校全体や学年との連携を保つため、学級をまとめる。 |
| 生活委員会 | 校内の生活規律を守るため、週番活動や風紀調査などを行う。 |
| 図書委員会 | 図書室の管理と運営など、図書全般について行う。 |
| 保健委員会 | 保健衛生に関することについて行う。 |
| 給食委員会 | 学校給食に関することについて行う。 |
| 環境美化委員会 | 校内の環境美化及び掲示物の管理、清掃用具の管理を行う。 |
| 体育委員会 | 体育的行事の準備、運営及び体育に関することについて行う。 |
| 放送委員会 | 放送機器の管理及び校内放送や行事などの放送に関する運営を行う。 |

第 15 条 特別委員会として次の委員会を開き、必要に応じて臨時に設置されるものとする。

1. 選挙管理委員会
2. 甲和編集委員会
3. その他の実行委員会

<第 6 章 付 則>

第 16 条 この会の会費は別に記す。

第 17 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 18 条 学校長は、この会のあらゆる活動に対して保留権を持つ。

第 19 条 この会の規約の改正は中央委員会で提案され、生徒総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て学校長の許可を得なければならない。

第 20 条 この規約は平成 11 年 1 月 14 日から施行する。

◆生徒会選挙規定

<第1章 総則>

一 選挙規定の目的

第1条 このきまりは、選挙が本校生徒の自由で責任ある意思のもとに行われ、小岩第三中学校の良き伝統を引き継いで自治能力を高めることを目的とし、生徒会規約第2章・第4条、第5条に基づいて定めてあります。

一 役員の定数

第2条 生徒会役員の定数は、生徒会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名の計7名とします。ただし、副会長、書記、会計は1・2年に各1名ずつとします。

一 選挙事務の管理と運営

第3条 生徒会選挙についての管理・運営は選挙管理委員会（委員会という）が行い、現職の生徒会長が召集し、指揮監督をします。

一 委員会の構成および任期

第4条 委員会は各学級1名の代表で構成され、任期は1年間とします。ただし、転出などで欠員になった場合でもそのままにします。また、委員会内で委員長1名と副委員長2名を選びます。

一 委員会の仕事

第5条 委員会は選挙が公正に、また活発に行われるよう、いろいろな機会を使いみんなの意識が高まるようつとめます。特に選挙の方法や立会演説会、投票の方法についてわかりやすく公示します。また、委員会は次の仕事をします。

1. 選挙の公示、立候補の受付、立候補者の公示をします。
2. 選挙公報を作成し、全校生徒に配布します。
3. 立会演説会を計画し、全校生徒に知らせ、それを運営します。
4. 投票用紙を作成し、投票上の注意やその他選挙に関わるいろいろな準備を行います。
5. 投票用紙を開票し当選者を決定し、全校生徒に公示します。また、無効票の公示もします。
6. 本部役員が任期中に転出などで欠員となった場合、その処置について話し合い決めます。

<第1章 各則>

一 選挙権、被選挙権

第6条 選挙権（投票する権利）、被選挙権（立候補する権利）は小岩第三中学校の生徒全員に平等にあります。ただし、委員と3年生には被選挙権はありません。

一 立候補と届出

第7条 立候補は本人の意思によるものと推薦の2種類とします。立候補の届出は、委員会が定めた用紙に立候補者氏名、推薦責任者および推薦者氏名、その他必要な事項を記入して、期日までに委員会へ提出します。ただし、委員は推薦責任者および推薦者になることはできません。

一 選挙運動

第8条 選挙運動の細かいきまりは委員会で定めませんが、おおむねの内容は次のとおりです。

1. ポスター、その他の文書は委員会の許可を必要とします。
2. ポスターは指定された場所に掲示します。
3. 他候補の悪口を言ったり、傷つけるようなことをしたりしてはいけません。
4. 小岩第三中学校の名を汚すようなことをしてはいけません。

一 投票

第9条 通常選挙は毎年9月とし、全校一斉に行うことにします。投票は定数以内の連記無記名という方法で行い、立会人は各学級の先生にお願いします。また、欠席や不在の時は選挙権があっても投票できなくなります。

一 開票

第10条 委員会は生徒会指導の先生の立会のもと開票を行い、有効・無効の区別をします。そして、異議申し立て時間終了まで投票用紙を保管します。また、次の投票は無効になります。

1. 指定の用紙を使わないもの。
2. 定数以上を記入したもの。
3. 規定以外のことを書いたもの。
4. 何も書いてないもの。
5. はっきりしないもの。

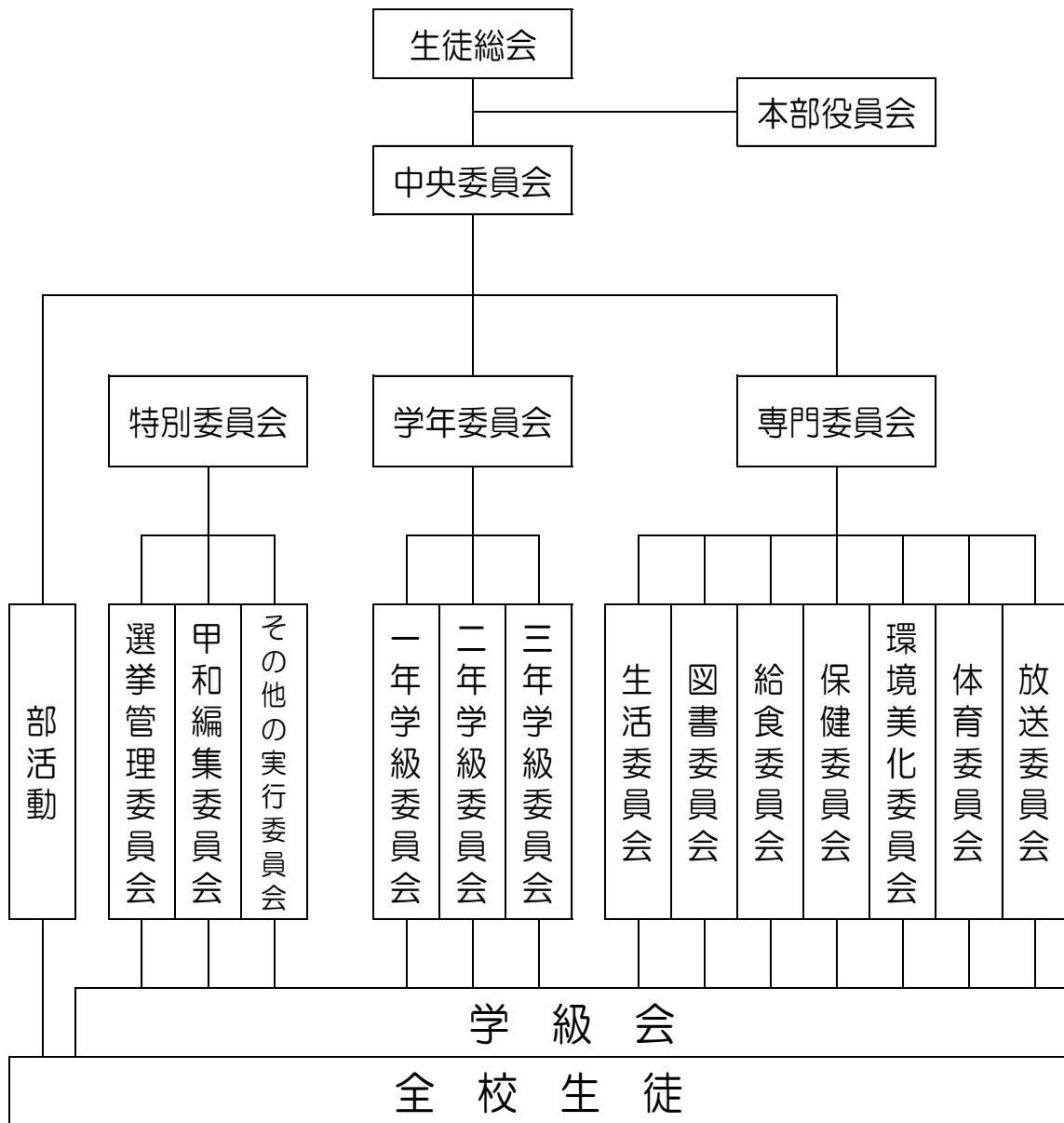
一 異議申し立て

第11条 選挙人は選挙に不正などを見つけた場合、異議の申し立てを行うことができます。期限は選挙日の翌日中として、異議の内容を文書にして委員会に提出します。

一 当選人

第12条 有効な投票中の得票の多いものから順に当選とします。得票数が同数の場合は決選投票をします。ただし、選挙運動に違反した場合、原則として失格となり当選できなくなります。その決定の権利は委員会が持っています。

◆生徒会組織図



◆部活動

1. 目的

文化的、体育的または生産的な活動をとおして個人の特性を伸ばし、研究心を高め部員相互の理解のもとに、実践的な協調の精神を養い、人格の形成とよき校風を作ることを目的とする。

2. 参加

- (1) すべての生徒は自由に参加できる。
- (2) 部活動はその活動の性格によって文化部と運動部に大別する。
- (3) 部員の入部は決められた時期に行い、3年間同一部活動に属して活動することを原則とする。

3. 部活動の組織と運営

- (1) 部活動は部ごとに部長、副部長を選出する。
- (2) 顧問の指導のもとに、部長・副部長を中心に自主的に計画し、運営していく。

4. 下校時間

活動終了：17：30 最終下校：18：00